【平成16年1月30日 政令第9号】

（改正後）

（金融機関の証券業務の認可等に関する読替え）

**第十七条の四**　法第六十五条の二第二項及び第四項から第七項までの規定において同条第一項の登録、同条第三項の認可、同条第五項に規定する登録金融機関しくはその役員若しくは使用人、同条第六項に規定する登録金融機関若しくはその顧客又は同条第七項に規定する登録金融機関について法の規定を準用する場合における同条第八項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読　み　替　え　る　字　句 |
| 第二十八条の二 | 前条 | 第六十五条の二第一項 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 資本の額 | 資本の額、基金の総額又は出資の総額 |
| 執行役） | 執行役）（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。） |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 第二十八条の四第一項第一号から第七号まで及び第九号から第十一号まで | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第一項第六号及び第七号 |
| 第二十八条の三 | 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 次条第一項 | 第六十五条の二第二項において準用する次条（第一号から第五号まで及び第八号から第十一号までを除く。） |
| 証券会社登録簿 | 金融機関登録簿 |
| 前条第一項各号 | 第六十五条の二第二項において準用する前条第一項各号 |
| 第二十八条の四（第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く。） | 次の各号 | 第六号、第七号又は第十二号 |
| 第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第一項第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。） |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 株式会社 | 者 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第二十九条第二項 | 前項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の二 | 前条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の三 | 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 第二十九条の四（第二号から第五号までを除く。） | 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 次に掲げる基準 | 第一号に掲げる基準 |
| 第三十条 | 第二十八条の二第一項各号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第一項各号 |
| 証券会社登録簿 | 金融機関登録簿 |
| 第二十八条の二第二項第二号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第二項第二号 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 管理方法（同条第一項第三号管理方法に掲げる業務の認可を受けた証券会社にあつては、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他内閣府令で定める業務の内容及び方法を含む。） | 管理方法 |
| 第三十三条 | その業務 | 第六十五条の二第一項の登録又は同条第三項の認可に係る業務（第四十二条、第四十三条、第四十七条、第四十七条の二、第五十六条、第六十一条及び第六十四条の五において「登録等業務」という。） |
| 第三十七条 | 株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるもの（第七十九条の二から第七十九条の四までにおいて「上場株券等」という。） | 有価証券で内閣府令で定めるもの |
| 第三十八条及び第三十九条 | 有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十条 | 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券先物取引又は外国有価証券市場におけるこれらの有価証券に係る有価証券先物取引と類似の取引 |
| 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第六号に掲げる取引 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引 |
| 第四十一条 | 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買又は同項第六号若しくは第七号に掲げる取引 |
| 第四十二条 | （削除） | （削除） |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買（有価証券先渡取引を除く。以下この条において同じ。）その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号ハ及びホに掲げる取引、同号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るもの又は同項第七号に掲げる取引のうち有価証券先渡取引若しくは有価証券店頭オプション取引に係るもの |
| 有価証券指数等先物取引に関連し | 第六十五条第二項第六号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るもの |
| 有価証券店頭指数等先渡取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るものに関連し |
| 有価証券店頭指数等スワップ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等スワップ取引に係るもの |
| 有価証券の売買若しくは | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買若しくは |
| 有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引の受託又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第六号イ及びニに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 特定かつ少数の銘柄の有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券のうち特定かつ少数の銘柄のもの |
| 有価証券の買付け又は売付けの委託等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の買付け又は売付けの委託等 |
| 有価証券の買付け又は売付けをする行為 | これらの有価証券の買付け又は売付けをする行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等（有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）、有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 外国市場証券先物取引に係る | 第六十五条第二項第六号ロ及びヘに掲げる取引に係る |
| 同項第五号及び第九号の規定は外国市場証券先物取引等（外国市場証券先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に係るこれらの者が行う行為 | 前項第五号及び第九号の規定は第六十五条第二項第六号ロ及びヘに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為に関してこれらの者が行う行為 |
| 第四十二条の二 | 有価証券の売買その他の取引（ | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引（ |
| 又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号イからへまでに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券の売買その他の取引等 | 第六十五条第二項の取引 |
| 有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項の取引に係る有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 |
| 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号イからへまでに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十三条 | 業務の状況 | 登録等業務の状況 |
| 有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、同項第六号イからへまでに掲げる取引の委託又は同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十四条第一号 | 第三十四条第二項各号に掲げる業務又は同条第四項の承認を受けた業務（第四号において「その他業務」という。） | 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務 |
| 第三十四条第二項第一号の | 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する |
| 同号の | 同条第四項に規定する |
| 有価証券の売買その他の取引等を行い | 第六十五条第二項の取引を行い |
| 有価証券の売買その他の取引等の委託等 | 第六十五条第二項の取引の委託等 |
| 第四十七条 | 証券業に係る顧客との取引 | 登録等業務に係る顧客との取引 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引 |
| 顧客から預託を受けた金銭、第百六十一条の二第二項の規定により同条第一項に規定する金銭に充てられる有価証券（次条の規定により担保に供されたものに限る。） | 顧客から預託を受けた金銭 |
| 証券業を廃止 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務を廃止 |
| その他証券業 | その他同項の登録に係る業務 |
| 第四十七条の二 | 顧客から預託 | 登録等業務を行うことに伴い顧客から預託 |
| 第四十九条 | 営業年度 | 営業年度又は事業年度 |
| 毎営業年度 | 毎営業年度又は毎事業年度 |
| 第五十一条 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 国債証券等（第六十五条第二項第一号に規定する国債証券等をいう。以下この条において同じ。）の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為、第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為並びに第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為、第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 第五十四条 | 次の各号 | 第一号、第二号、第七号又は第八号 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第三号及び次条 | 次条 |
| （第二十九条第一項 | （同条第三項 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十五条 | 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| その会社 | その登録金融機関 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等（第五十八条 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為並びに第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為（第六十五条の二第五項において準用する第五十八条 |
| 第五十六条第一項及び第三項 | 次の各号 | 第一号から第三号まで、第五号又は第六号 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 、第二十九条第一項 | 、同条第三項 |
| 業務の全部 | 登録等業務の全部 |
| 業務の方法 | 当該登録等業務の方法 |
| 第二十八条の四第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第一項第六号 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 業務に関し法令（第五十二条第二項を除く。） | 業務に関し法令 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の四第一号から第三号まで又は第五号 | 第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号 |
| 第五十四条第一項第二号 | 同条第五項において準用する第五十四条第一項第二号 |
| 、次条第三項若しくは第五十六条の三 | 若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 第五十六条の三 | 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第二十八条 | 同項 |
| 第五十六条の四 | 次に | 第一号又は第三号に |
| 第五十六条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第三項 |
| 第五十六条の二第三項又は前条の規定により第二十八条 | 第六十五条の二第五項において準用する前条の規定により第六十五条の二第一項 |
| 第五十七条 | 第五十五条第二項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十五条第二項 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三 | 同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第一項第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。）若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 、第五十六条第一項 | 、第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第一項第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。） |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十六条第三項 | 同条第五項において準用する第五十六条第三項 |
| 同条第二項 | 同条第四項において準用する第二十九条第二項 |
| 第五十八条 | 第五十五条第五項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十五条第五項 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三 | 同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第一項第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。）若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十六条第一項の規定 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第一項第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。）の規定 |
| 第六十一条 | 業務 | 登録等業務 |
| 第六十二条 | 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第三項 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の一二又は第六十条 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第一項第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。）又は第五十六条の三 |
| 第三十条第四項の認可、第三十四条第四項の承認、前条第三項若しくは第四項 | 同条第五項において準用する第三十条第四項の認可、第六十五条の二第五項において準用する前条第三項若しくは第四項 |
| 第二十九条の二第一項 | 第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の二第一項 |
| 第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三、第六十条若しくは前条第二項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第一項第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。）、第五十六条の三若しくは前条第二項 |
| 第六十四条 | 第二条第八項各号の | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る第二条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為、第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券に係る同号に定める行為、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為のうち |
| 有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は同項第六号に掲げる取引の委託の勧誘若しくは同項第七号に掲げる取引 |
| 登録申請者の商号 | 登録申請者の商号又は名称 |
| （削除） | （削除） |
| 第六十四条の二 | 第六十四条の五第一項 | 第六十四条の五第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。） |
| 第六十四条の三 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為及び第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 第六十四条の四 | 第六十四条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第一項 |
| 第六十四条第三項第二号イ又はロ | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項第二号イ又はロ |
| 第六十四条の五 | 第六十四条の二第一項各号 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項各号 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 第六十四条の六 | 前条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する前条第一項 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第六十四条の七 | 第六十四条、第六十四条の二及び前三条 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条、第六十四条の二及び前三条 |
| 第六十四条の九 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の九 |
| 第六十四条の五に係る | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の五に係る |
| 第六十四条第五項の規定による登録、第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十四条の五第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第五項の規定による登録、第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の五第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は第六十五条の二第五項において準用する前条 |
| 第六十四条の五第一項第一号 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の五第一項第一号 |
| 第六十二条第二項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十二条第二項 |
| 第六十四条の九 | 第六十四条の七第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項 |
| 第六十四条第三項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項 |
| 第六十四条の二第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項 |
| 第六十四条の五第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の五第一項 |

（改正前）

（金融機関の証券業務の認可等に関する読替え）

**第十七条の四**　法第六十五条の二第二項及び第四項から第七項までの規定において同条第一項の登録、同条第三項の認可、同条第五項に規定する登録金融機関しくはその役員若しくは使用人、同条第六項に規定する登録金融機関若しくはその顧客又は同条第七項に規定する登録金融機関について法の規定を準用する場合における同条第八項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読　み　替　え　る　字　句 |
| 第二十八条の二 | 前条 | 第六十五条の二第一項 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 資本の額 | 資本の額、基金の総額又は出資の総額 |
| 執行役） | 執行役）（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。） |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 第二十八条の四第一号から第七号まで及び第九号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号及び第七号 |
| 第二十八条の三 | 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 次条 | 第六十五条の二第二項において準用する次条（第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く。） |
| 証券会社登録簿 | 金融機関登録簿 |
| 前条第一項各号 | 第六十五条の二第二項において準用する前条第一項各号 |
| 第二十八条の四（第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く。） | 次の各号 | 第六号、第七号又は第十号 |
| 第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。） |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 株式会社 | 者 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第二十九条第二項 | 前項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の二 | 前条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の三 | 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 第二十九条の四（第二号から第五号までを除く。） | 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 次に掲げる基準 | 第一号に掲げる基準 |
| 第三十条 | 第二十八条の二第一項各号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第一項各号 |
| 証券会社登録簿 | 金融機関登録簿 |
| 第二十八条の二第二項第二号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第二項第二号 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 管理方法（同条第一項第三号管理方法に掲げる業務の認可を受けた証券会社にあつては、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他内閣府令で定める業務の内容及び方法を含む。） | 管理方法 |
| 第三十三条 | その業務 | 第六十五条の二第一項の登録又は同条第三項の認可に係る業務（第四十二条、第四十三条、第四十七条、第四十七条の二、第五十六条、第六十一条及び第六十四条の五において「登録等業務」という。） |
| 第三十七条 | 株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるもの（第七十九条の二から第七十九条の四までにおいて「上場株券等」という。） | 有価証券で内閣府令で定めるもの |
| 第三十八条及び第三十九条 | 有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十条 | 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券先物取引又は外国有価証券市場におけるこれらの有価証券に係る有価証券先物取引と類似の取引 |
| 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第六号に掲げる取引 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引 |
| 第四十一条 | 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買又は同項第六号若しくは第七号に掲げる取引 |
| 第四十二条 | 第五号及び第六号に掲げる行為にあつては、第三十四条第二項第一号の投資一任契約に係る業務として行うもの及び投資者の保護 | 投資者の保護 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買（有価証券先渡取引を除く。以下この条において同じ。）その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号ハ及びホに掲げる取引、同号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るもの又は同項第七号に掲げる取引のうち有価証券先渡取引若しくは有価証券店頭オプション取引に係るもの |
| 有価証券指数等先物取引に関連し | 第六十五条第二項第六号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るもの |
| 有価証券店頭指数等先渡取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るものに関連し |
| 有価証券店頭指数等スワップ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等スワップ取引に係るもの |
| 有価証券の売買若しくは | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買若しくは |
| 有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引の受託又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第六号イ及びニに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 特定かつ少数の銘柄の有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券のうち特定かつ少数の銘柄のもの |
| 有価証券の買付け又は売付けの委託等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の買付け又は売付けの委託等 |
| 有価証券の買付け又は売付けをする行為 | これらの有価証券の買付け又は売付けをする行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等（有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）、有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 外国市場証券先物取引に係る | 第六十五条第二項第六号ロ及びヘに掲げる取引に係る |
| 同項第五号及び第九号の規定は外国市場証券先物取引等（外国市場証券先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に係るこれらの者が行う行為 | 前項第五号及び第九号の規定は第六十五条第二項第六号ロ及びヘに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為に関してこれらの者が行う行為 |
| 第四十二条の二 | 有価証券の売買その他の取引（ | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引（ |
| 又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号イからへまでに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券の売買その他の取引等 | 第六十五条第二項の取引 |
| 有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項の取引に係る有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 |
| 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号イからへまでに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十三条 | 業務の状況 | 登録等業務の状況 |
| 有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、同項第六号イからへまでに掲げる取引の委託又は同項第七号に掲げる取引 |
| （新設） | （新設） | （新設） |
| 第四十七条 | 証券業に係る顧客との取引 | 登録等業務に係る顧客との取引 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引 |
| 顧客から預託を受けた金銭、第百六十一条の二第二項の規定により同条第一項に規定する金銭に充てられる有価証券（次条の規定により担保に供されたものに限る。） | 顧客から預託を受けた金銭 |
| 証券業を廃止 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務を廃止 |
| その他証券業 | その他同項の登録に係る業務 |
| 第四十七条の二 | 顧客から預託 | 登録等業務を行うことに伴い顧客から預託 |
| 第四十九条 | 営業年度 | 営業年度又は事業年度 |
| 毎営業年度 | 毎営業年度又は毎事業年度 |
| 第五十一条 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 国債証券等（第六十五条第二項第一号に規定する国債証券等をいう。以下この条において同じ。）の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為、第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為並びに第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為、第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 第五十四条 | 次の各号 | 第一号、第二号、第七号又は第八号 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第三号及び次条 | 次条 |
| （第二十九条第一項 | （同条第三項 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十五条 | 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| その会社 | その登録金融機関 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等（第五十八条 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為並びに第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為（第六十五条の二第五項において準用する第五十八条 |
| 第五十六条第一項及び第三項 | 次の各号 | 第一号から第三号まで、第五号又は第六号 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 、第二十九条第一項 | 、同条第三項 |
| 業務の全部 | 登録等業務の全部 |
| 業務の方法 | 当該登録等業務の方法 |
| 第二十八条の四第一号から第三号まで、第五号、第六号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 業務に関し法令（第五十二条第二項を除く。） | 業務に関し法令 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の四第一号から第三号まで又は第五号 | 第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号 |
| 第五十四条第一項第二号 | 同条第五項において準用する第五十四条第一項第二号 |
| 、次条第三項若しくは第五十六条の三 | 若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 第五十六条の三 | 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第二十八条 | 同項 |
| 第五十六条の四 | 次に | 第一号又は第三号に |
| 第五十六条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第三項 |
| 第五十六条の二第三項又は前条の規定により第二十八条 | 第六十五条の二第五項において準用する前条の規定により第六十五条の二第一項 |
| 第五十七条 | 第五十五条第二項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十五条第二項 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三 | 同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。）若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 、第五十六条第一項 | 、第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。） |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十六条第三項 | 同条第五項において準用する第五十六条第三項 |
| 同条第二項 | 同条第四項において準用する第二十九条第二項 |
| 第五十八条 | 第五十五条第五項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十五条第五項 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三 | 同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。）若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十六条第一項の規定 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。）の規定 |
| 第六十一条 | 業務 | 登録等業務 |
| 第六十二条 | 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第三項 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の一二又は第六十条 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。）又は第五十六条の三 |
| 第三十条第四項の認可、第三十四条第四項の承認、前条第三項若しくは第四項 | 同条第五項において準用する第三十条第四項の認可、第六十五条の二第五項において準用する前条第三項若しくは第四項 |
| 第二十九条の二第一項 | 第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の二第一項 |
| 第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三、第六十条若しくは前条第二項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。）、第五十六条の三若しくは前条第二項 |
| 第六十四条 | 第二条第八項各号の | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る第二条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為、第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券に係る同号に定める行為、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為のうち |
| 有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は同項第六号に掲げる取引の委託の勧誘若しくは同項第七号に掲げる取引 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 第六十四条の二 | 第六十四条の五第一項 | 第六十四条の五第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。） |
| 第六十四条の三 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為及び第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 第六十四条の四 | 第六十四条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第一項 |
| 第六十四条第三項第二号イからハ | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項第二号イからハ |
| 第六十四条の五 | 第六十四条の二第一項各号 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項各号 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 第六十四条の六 | 前条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する前条第一項 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| （新設） | （新設） | （新設） |
| 第六十四条の九 | （新設） | （新設） |
| 第六十四条第三項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項 |
| 第六十四条の二第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項 |
| 第六十四条の五第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の五第一項 |

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】

（改正後）

（金融機関の証券業務の認可等に関する読替え）

**第十七条の四**　法第六十五条の二第二項及び第四項から第七項までの規定において同条第一項の登録、同条第三項の認可、同条第五項に規定する登録金融機関しくはその役員若しくは使用人、同条第六項に規定する登録金融機関若しくはその顧客又は同条第七項に規定する登録金融機関について法の規定を準用する場合における同条第八項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読　み　替　え　る　字　句 |
| 第二十八条の二 | 前条 | 第六十五条の二第一項 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 資本の額 | 資本の額、基金の総額又は出資の総額 |
| 執行役） | 執行役）（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。） |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 第二十八条の四第一号から第七号まで及び第九号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号及び第七号 |
| 第二十八条の三 | 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 次条 | 第六十五条の二第二項において準用する次条（第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く。） |
| 証券会社登録簿 | 金融機関登録簿 |
| 前条第一項各号 | 第六十五条の二第二項において準用する前条第一項各号 |
| 第二十八条の四（第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く。） | 次の各号 | 第六号、第七号又は第十号 |
| 第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。） |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 株式会社 | 者 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第二十九条第二項 | 前項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の二 | 前条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の三 | 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 第二十九条の四（第二号から第五号までを除く。） | 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 次に掲げる基準 | 第一号に掲げる基準 |
| 第三十条 | 第二十八条の二第一項各号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第一項各号 |
| 証券会社登録簿 | 金融機関登録簿 |
| 第二十八条の二第二項第二号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第二項第二号 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 管理方法（同条第一項第三号管理方法に掲げる業務の認可を受けた証券会社にあつては、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他内閣府令で定める業務の内容及び方法を含む。） | 管理方法 |
| 第三十三条 | その業務 | 第六十五条の二第一項の登録又は同条第三項の認可に係る業務（第四十二条、第四十三条、第四十七条、第四十七条の二、第五十六条、第六十一条及び第六十四条の五において「登録等業務」という。） |
| 第三十七条 | 株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるもの（第七十九条の二から第七十九条の四までにおいて「上場株券等」という。） | 有価証券で内閣府令で定めるもの |
| 第三十八条及び第三十九条 | 有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十条 | 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券先物取引又は外国有価証券市場におけるこれらの有価証券に係る有価証券先物取引と類似の取引 |
| 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第六号に掲げる取引 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引 |
| 第四十一条 | 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買又は同項第六号若しくは第七号に掲げる取引 |
| 第四十二条 | 第五号及び第六号に掲げる行為にあつては、第三十四条第二項第一号の投資一任契約に係る業務として行うもの及び投資者の保護 | 投資者の保護 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買（有価証券先渡取引を除く。以下この条において同じ。）その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号ハ及びホに掲げる取引、同号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るもの又は同項第七号に掲げる取引のうち有価証券先渡取引若しくは有価証券店頭オプション取引に係るもの |
| 有価証券指数等先物取引に関連し | 第六十五条第二項第六号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るもの |
| 有価証券店頭指数等先渡取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るものに関連し |
| 有価証券店頭指数等スワップ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等スワップ取引に係るもの |
| 有価証券の売買若しくは | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買若しくは |
| 有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引の受託又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第六号イ及びニに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 特定かつ少数の銘柄の有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券のうち特定かつ少数の銘柄のもの |
| 有価証券の買付け又は売付けの委託等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の買付け又は売付けの委託等 |
| 有価証券の買付け又は売付けをする行為 | これらの有価証券の買付け又は売付けをする行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等（有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）、有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 外国市場証券先物取引に係る | 第六十五条第二項第六号ロ及びヘに掲げる取引に係る |
| 同項第五号及び第九号の規定は外国市場証券先物取引等（外国市場証券先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に係るこれらの者が行う行為 | 前項第五号及び第九号の規定は第六十五条第二項第六号ロ及びヘに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為に関してこれらの者が行う行為 |
| 第四十二条の二 | 有価証券の売買その他の取引（ | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引（ |
| 又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号イからへまでに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券の売買その他の取引等 | 第六十五条第二項の取引 |
| 有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項の取引に係る有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 |
| 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号イからへまでに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十三条 | 業務の状況 | 登録等業務の状況 |
| 有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、同項第六号イからへまでに掲げる取引の委託又は同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十七条 | 証券業に係る顧客との取引 | 登録等業務に係る顧客との取引 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引 |
| 顧客から預託を受けた金銭、第百六十一条の二第二項の規定により同条第一項に規定する金銭に充てられる有価証券（次条の規定により担保に供されたものに限る。） | 顧客から預託を受けた金銭 |
| 証券業を廃止 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務を廃止 |
| その他証券業 | その他同項の登録に係る業務 |
| 第四十七条の二 | 顧客から預託 | 登録等業務を行うことに伴い顧客から預託 |
| 第四十九条 | 営業年度 | 営業年度又は事業年度 |
| 毎営業年度 | 毎営業年度又は毎事業年度 |
| 第五十一条 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 国債証券等（第六十五条第二項第一号に規定する国債証券等をいう。以下この条において同じ。）の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為、第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為並びに第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為、第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 第五十四条 | 次の各号 | 第一号、第二号、第七号又は第八号 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第三号及び次条 | 次条 |
| （第二十九条第一項 | （同条第三項 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十五条 | 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| その会社 | その登録金融機関 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等（第五十八条 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為並びに第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為（第六十五条の二第五項において準用する第五十八条 |
| 第五十六条第一項及び第三項 | 次の各号 | 第一号から第三号まで、第五号又は第六号 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 、第二十九条第一項 | 、同条第三項 |
| 業務の全部 | 登録等業務の全部 |
| 業務の方法 | 当該登録等業務の方法 |
| 第二十八条の四第一号から第三号まで、第五号、第六号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 業務に関し法令（第五十二条第二項を除く。） | 業務に関し法令 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の四第一号から第三号まで又は第五号 | 第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号 |
| 第五十四条第一項第二号 | 同条第五項において準用する第五十四条第一項第二号 |
| 、次条第三項若しくは第五十六条の三 | 若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 第五十六条の三 | 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第二十八条 | 同項 |
| 第五十六条の四 | 次に | 第一号又は第三号に |
| 第五十六条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第三項 |
| 第五十六条の二第三項又は前条の規定により第二十八条 | 第六十五条の二第五項において準用する前条の規定により第六十五条の二第一項 |
| 第五十七条 | 第五十五条第二項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十五条第二項 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三 | 同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。）若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 、第五十六条第一項 | 、第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。） |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十六条第三項 | 同条第五項において準用する第五十六条第三項 |
| 同条第二項 | 同条第四項において準用する第二十九条第二項 |
| 第五十八条 | 第五十五条第五項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十五条第五項 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三 | 同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。）若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十六条第一項の規定 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。）の規定 |
| 第六十一条 | 業務 | 登録等業務 |
| 第六十二条 | 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第三項 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の一二又は第六十条 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。）又は第五十六条の三 |
| 第三十条第四項の認可、第三十四条第四項の承認、前条第三項若しくは第四項 | 同条第五項において準用する第三十条第四項の認可、第六十五条の二第五項において準用する前条第三項若しくは第四項 |
| 第二十九条の二第一項 | 第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の二第一項 |
| 第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三、第六十条若しくは前条第二項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号　に係る部分に限る。）に限る。）、第五十六条の三若しくは前条第二項 |
| 第六十四条 | 第二条第八項各号の | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る第二条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為、第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券に係る同号に定める行為、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為のうち |
| 有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は同項第六号に掲げる取引の委託の勧誘若しくは同項第七号に掲げる取引 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 第六十四条の二 | 第六十四条の五第一項 | 第六十四条の五第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。） |
| 第六十四条の三 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為及び第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 第六十四条の四 | 第六十四条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第一項 |
| 第六十四条第三項第二号イからハ | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項第二号イからハ |
| 第六十四条の五 | 第六十四条の二第一項各号 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項各号 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 第六十四条の六 | 前条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する前条第一項 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第六十四条の九 | 第六十四条第三項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項 |
| 第六十四条の二第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項 |
| 第六十四条の五第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の五第一項 |

（改正前）

（金融機関の証券業務の認可等に関する読替え）

**第十七条の四**　法第六十五条の二第二項及び第四項から第七項までの規定において同条第一項の登録、同条第三項の認可、同条第五項に規定する登録金融機関しくはその役員若しくは使用人、同条第六項に規定する登録金融機関若しくはその顧客又は同条第七項に規定する登録金融機関について法の規定を準用する場合における同条第八項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読　み　替　え　る　字　句 |
| 第二十八条の二 | 前条 | 第六十五条の二第一項 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 資本の額 | 資本の額、基金の総額又は出資の総額 |
| 取締役及び監査役 | 取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。） |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 第二十八条の四第一号から第七号まで及び第九号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号及び第七号 |
| 第二十八条の三 | 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 次条 | 第六十五条の二第二項において準用する次条（第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く。） |
| 証券会社登録簿 | 金融機関登録簿 |
| 前条第一項各号 | 第六十五条の二第二項において準用する前条第一項各号 |
| 第二十八条の四（第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く。） | 次の各号 | 第六号、第七号又は第十号 |
| 第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。） |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 株式会社 | 者 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第二十九条第二項 | 前項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の二 | 前条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の三 | 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 第二十九条の四（第二号から第五号までを除く。） | 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 次に掲げる基準 | 第一号に掲げる基準 |
| 第三十条 | 第二十八条の二第一項各号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第一項各号 |
| 証券会社登録簿 | 金融機関登録簿 |
| 第二十八条の二第二項第二号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第二項第二号 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 管理方法（同条第一項第三号管理方法に掲げる業務の認可を受けた証券会社にあつては、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他内閣府令で定める業務の内容及び方法を含む。） | 管理方法 |
| 第三十三条 | その業務 | 第六十五条の二第一項の登録又は同条第三項の認可に係る業務（第四十二条、第四十三条、第四十七条、第四十七条の二、第五十六条、第六十一条及び第六十四条の五において「登録等業務」という。） |
| 第三十七条 | 株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるもの（第七十九条の二から第七十九条の四までにおいて「上場株券等」という。） | 有価証券で内閣府令で定めるもの |
| 第三十八条及び第三十九条 | 有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十条 | 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券先物取引又は外国有価証券市場におけるこれらの有価証券に係る有価証券先物取引と類似の取引 |
| 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第六号に掲げる取引 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引 |
| 第四十一条 | 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買又は同項第六号若しくは第七号に掲げる取引 |
| 第四十二条 | 第五号及び第六号に掲げる行為にあつては、第三十四条第二項第一号の投資一任契約に係る業務として行うもの及び投資者の保護 | 投資者の保護 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買（有価証券先渡取引を除く。以下この条において同じ。）その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号ハ及びホに掲げる取引、同号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るもの又は同項第七号に掲げる取引のうち有価証券先渡取引若しくは有価証券店頭オプション取引に係るもの |
| 有価証券指数等先物取引に関連し | 第六十五条第二項第六号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るもの |
| 有価証券店頭指数等先渡取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るものに関連し |
| 有価証券店頭指数等スワップ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等スワップ取引に係るもの |
| 有価証券の売買若しくは | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買若しくは |
| 有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引の受託又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第六号イ及びニに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 特定かつ少数の銘柄の有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券のうち特定かつ少数の銘柄のもの |
| 有価証券の買付け又は売付けの委託等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の買付け又は売付けの委託等 |
| 有価証券の買付け又は売付けをする行為 | これらの有価証券の買付け又は売付けをする行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等（有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）、有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 外国市場証券先物取引に係る | 第六十五条第二項第六号ロ及びヘに掲げる取引に係る |
| 同項第五号及び第九号の規定は外国市場証券先物取引等（外国市場証券先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に係るこれらの者が行う行為 | 前項第五号及び第九号の規定は第六十五条第二項第六号ロ及びヘに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為に関してこれらの者が行う行為 |
| 第四十二条の二 | 有価証券の売買その他の取引（ | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引（ |
| 又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号イからへまでに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券の売買その他の取引等 | 第六十五条第二項の取引 |
| 有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項の取引に係る有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 |
| 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号イからへまでに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十三条 | 業務の状況 | 登録等業務の状況 |
| 有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、同項第六号イからへまでに掲げる取引の委託又は同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十七条 | 証券業に係る顧客との取引 | 登録等業務に係る顧客との取引 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引 |
| 顧客から預託を受けた金銭、第百六十一条の二第二項の規定により同条第一項に規定する金銭に充てられる有価証券（次条の規定により担保に供されたものに限る。） | 顧客から預託を受けた金銭 |
| 証券業を廃止 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務を廃止 |
| その他証券業 | その他同項の登録に係る業務 |
| 第四十七条の二 | 顧客から預託 | 登録等業務を行うことに伴い顧客から預託 |
| 第四十九条 | 営業年度 | 営業年度又は事業年度 |
| 毎営業年度 | 毎営業年度又は毎事業年度 |
| 第五十一条 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 国債証券等（第六十五条第二項第一号に規定する国債証券等をいう。以下この条において同じ。）の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為、第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為並びに第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為、第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 第五十四条 | 次の各号 | 第一号、第二号、第七号又は第八号 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第三号及び次条 | 次条 |
| （第二十九条第一項 | （同条第三項 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十五条 | 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| その会社 | その登録金融機関 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等（第五十八条 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為並びに第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為（第六十五条の二第五項において準用する第五十八条 |
| 第五十六条第一項及び第三項 | 次の各号 | 第一号から第三号まで、第五号又は第六号 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 、第二十九条第一項 | 、同条第三項 |
| 業務の全部 | 登録等業務の全部 |
| 業務の方法 | 当該登録等業務の方法 |
| 第二十八条の四第一号から第三号まで、第五号、第六号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 業務に関し法令（第五十二条第二項を除く。） | 業務に関し法令 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の四第一号から第三号まで又は第五号 | 第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号 |
| 第五十四条第一項第二号 | 同条第五項において準用する第五十四条第一項第二号 |
| 、次条第三項若しくは第五十六条の三 | 若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 第五十六条の三 | 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第二十八条 | 同項 |
| 第五十六条の四 | 次に | 第一号又は第三号に |
| 第五十六条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第三項 |
| 第五十六条の二第三項又は前条の規定により第二十八条 | 第六十五条の二第五項において準用する前条の規定により第六十五条の二第一項 |
| 第五十七条 | 第五十五条第二項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十五条第二項 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三 | 同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。）若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 、第五十六条第一項 | 、第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。） |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十六条第三項 | 同条第五項において準用する第五十六条第三項 |
| 同条第二項 | 同条第四項において準用する第二十九条第二項 |
| 第五十八条 | 第五十五条第五項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十五条第五項 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三 | 同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。）若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十六条第一項の規定 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。）の規定 |
| 第六十一条 | 業務 | 登録等業務 |
| 第六十二条 | 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第三項 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の一二又は第六十条 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。）又は第五十六条の三 |
| 第三十条第四項の認可、第三十四条第四項の承認、前条第三項若しくは第四項 | 同条第五項において準用する第三十条第四項の認可、第六十五条の二第五項において準用する前条第三項若しくは第四項 |
| 第二十九条の二第一項 | 第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の二第一項 |
| 第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三、第六十条若しくは前条第二項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号　に係る部分に限る。）に限る。）、第五十六条の三若しくは前条第二項 |
| 第六十四条 | 第二条第八項各号の | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る第二条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為、第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券に係る同号に定める行為、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為のうち |
| 有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は同項第六号に掲げる取引の委託の勧誘若しくは同項第七号に掲げる取引 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 第六十四条の二 | 第六十四条の五第一項 | 第六十四条の五第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。） |
| 第六十四条の三 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為及び第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 第六十四条の四 | 第六十四条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第一項 |
| 第六十四条第三項第二号イからハ | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項第二号イからハ |
| 第六十四条の五 | 第六十四条の二第一項各号 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項各号 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 第六十四条の六 | 前条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する前条第一項 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第六十四条の九 | 第六十四条第三項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項 |
| 第六十四条の二第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項 |
| 第六十四条の五第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の五第一項 |

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】

（改正後）

（金融機関の証券業務の認可等に関する読替え）

**第十七条の四**　法第六十五条の二第二項及び第四項から第七項までの規定において同条第一項の登録、同条第三項の認可、同条第五項に規定する登録金融機関しくはその役員若しくは使用人、同条第六項に規定する登録金融機関若しくはその顧客又は同条第七項に規定する登録金融機関について法の規定を準用する場合における同条第八項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読　み　替　え　る　字　句 |
| 第二十八条の二 | 前条 | 第六十五条の二第一項 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 資本の額 | 資本の額、基金の総額又は出資の総額 |
| 取締役及び監査役 | 取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。） |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 第二十八条の四第一号から第七号まで及び第九号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号及び第七号 |
| 第二十八条の三 | 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 次条 | 第六十五条の二第二項において準用する次条（第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く。） |
| 証券会社登録簿 | 金融機関登録簿 |
| 前条第一項各号 | 第六十五条の二第二項において準用する前条第一項各号 |
| 第二十八条の四（第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く。） | 次の各号 | 第六号、第七号又は第十号 |
| 第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。） |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 株式会社 | 者 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第二十九条第二項 | 前項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の二 | 前条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の三 | 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 第二十九条の四（第二号から第五号までを除く。） | 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 次に掲げる基準 | 第一号に掲げる基準 |
| 第三十条 | 第二十八条の二第一項各号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第一項各号 |
| 証券会社登録簿 | 金融機関登録簿 |
| 第二十八条の二第二項第二号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第二項第二号 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 管理方法（同条第一項第三号管理方法に掲げる業務の認可を受けた証券会社にあつては、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他内閣府令で定める業務の内容及び方法を含む。） | 管理方法 |
| 第三十三条 | その業務 | 第六十五条の二第一項の登録又は同条第三項の認可に係る業務（第四十二条、第四十三条、第四十七条、第四十七条の二、第五十六条、第六十一条及び第六十四条の五において「登録等業務」という。） |
| 第三十七条 | 株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるもの（第七十九条の二から第七十九条の四までにおいて「上場株券等」という。） | 有価証券で内閣府令で定めるもの |
| 第三十八条及び第三十九条 | 有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十条 | 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券先物取引又は外国有価証券市場におけるこれらの有価証券に係る有価証券先物取引と類似の取引 |
| 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第六号に掲げる取引 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引 |
| 第四十一条 | 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買又は同項第六号若しくは第七号に掲げる取引 |
| 第四十二条 | 第五号及び第六号に掲げる行為にあつては、第三十四条第二項第一号の投資一任契約に係る業務として行うもの及び投資者の保護 | 投資者の保護 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買（有価証券先渡取引を除く。以下この条において同じ。）その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号ハ及びホに掲げる取引、同号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るもの又は同項第七号に掲げる取引のうち有価証券先渡取引若しくは有価証券店頭オプション取引に係るもの |
| 有価証券指数等先物取引に関連し | 第六十五条第二項第六号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るもの |
| 有価証券店頭指数等先渡取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るものに関連し |
| 有価証券店頭指数等スワップ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等スワップ取引に係るもの |
| 有価証券の売買若しくは | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買若しくは |
| 有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引の受託又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第六号イ及びニに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 特定かつ少数の銘柄の有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券のうち特定かつ少数の銘柄のもの |
| 有価証券の買付け又は売付けの委託等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の買付け又は売付けの委託等 |
| 有価証券の買付け又は売付けをする行為 | これらの有価証券の買付け又は売付けをする行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等（有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）、有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 外国市場証券先物取引に係る | 第六十五条第二項第六号ロ及びヘに掲げる取引に係る |
| 同項第五号及び第九号の規定は外国市場証券先物取引等（外国市場証券先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に係るこれらの者が行う行為 | 前項第五号及び第九号の規定は第六十五条第二項第六号ロ及びヘに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為に関してこれらの者が行う行為 |
| 第四十二条の二 | 有価証券の売買その他の取引（ | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引（ |
| 又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号イからへまでに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券の売買その他の取引等 | 第六十五条第二項の取引 |
| 有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項の取引に係る有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 |
| 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号イからへまでに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十三条 | 業務の状況 | 登録等業務の状況 |
| 有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、同項第六号イからへまでに掲げる取引の委託又は同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十七条 | 証券業に係る顧客との取引 | 登録等業務に係る顧客との取引 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引 |
| 顧客から預託を受けた金銭、第百六十一条の二第二項の規定により同条第一項に規定する金銭に充てられる有価証券（次条の規定により担保に供されたものに限る。） | 顧客から預託を受けた金銭 |
| 証券業を廃止 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務を廃止 |
| その他証券業 | その他同項の登録に係る業務 |
| 第四十七条の二 | 顧客から預託 | 登録等業務を行うことに伴い顧客から預託 |
| 第四十九条 | 営業年度 | 営業年度又は事業年度 |
| 毎営業年度 | 毎営業年度又は毎事業年度 |
| 第五十一条 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 国債証券等（第六十五条第二項第一号に規定する国債証券等をいう。以下この条において同じ。）の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為、第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為並びに第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為、第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 第五十四条 | 次の各号 | 第一号、第二号、第七号又は第八号 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第三号及び次条 | 次条 |
| （第二十九条第一項 | （同条第三項 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十五条 | 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| その会社 | その登録金融機関 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等（第五十八条 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為並びに第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為（第六十五条の二第五項において準用する第五十八条 |
| 第五十六条第一項及び第三項 | 次の各号 | 第一号から第三号まで、第五号又は第六号 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 、第二十九条第一項 | 、同条第三項 |
| 業務の全部 | 登録等業務の全部 |
| 業務の方法 | 当該登録等業務の方法 |
| 第二十八条の四第一号から第三号まで、第五号、第六号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 業務に関し法令（第五十二条第二項を除く。） | 業務に関し法令 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の四第一号から第三号まで又は第五号 | 第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号 |
| 第五十四条第一項第二号 | 同条第五項において準用する第五十四条第一項第二号 |
| 、次条第三項若しくは第五十六条の三 | 若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 第五十六条の三 | 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第二十八条 | 同項 |
| 第五十六条の四 | 次に | 第一号又は第三号に |
| 第五十六条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第三項 |
| 第五十六条の二第三項又は前条の規定により第二十八条 | 第六十五条の二第五項において準用する前条の規定により第六十五条の二第一項 |
| 第五十七条 | 第五十五条第二項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十五条第二項 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三 | 同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。）若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 、第五十六条第一項 | 、第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。） |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十六条第三項 | 同条第五項において準用する第五十六条第三項 |
| 同条第二項 | 同条第四項において準用する第二十九条第二項 |
| 第五十八条 | 第五十五条第五項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十五条第五項 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三 | 同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。）若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十六条第一項の規定 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。）の規定 |
| 第六十一条 | 業務 | 登録等業務 |
| 第六十二条 | 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第三項 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の一二又は第六十条 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。）又は第五十六条の三 |
| 第三十条第四項の認可、第三十四条第四項の承認、前条第三項若しくは第四項 | 同条第五項において準用する第三十条第四項の認可、第六十五条の二第五項において準用する前条第三項若しくは第四項 |
| 第二十九条の二第一項 | 第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の二第一項 |
| 第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三、第六十条若しくは前条第二項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号　に係る部分に限る。）に限る。）、第五十六条の三若しくは前条第二項 |
| 第六十四条 | 第二条第八項各号の | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る第二条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為、第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券に係る同号に定める行為、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為のうち |
| 有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は同項第六号に掲げる取引の委託の勧誘若しくは同項第七号に掲げる取引 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 第六十四条の二 | 第六十四条の五第一項 | 第六十四条の五第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。） |
| 第六十四条の三 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為及び第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 第六十四条の四 | 第六十四条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第一項 |
| 第六十四条第三項第二号イからハ | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項第二号イからハ |
| 第六十四条の五 | 第六十四条の二第一項各号 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項各号 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 第六十四条の六 | 前条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する前条第一項 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第六十四条の九 | 第六十四条第三項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項 |
| 第六十四条の二第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項 |
| 第六十四条の五第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の五第一項 |

（改正前）

（金融機関の証券業務の認可等に関する読替え）

**第十七条の四**　法第六十五条の二第二項及び第四項から第七項までの規定において同条第一項の登録、同条第三項の認可、同条第五項に規定する登録金融機関しくはその役員若しくは使用人、同条第六項に規定する登録金融機関若しくはその顧客又は同条第七項に規定する登録金融機関について法の規定を準用する場合における同条第八項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読　み　替　え　る　字　句 |
| 第二十八条の二 | 前条 | 第六十五条の二第一項 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 資本の額 | 資本の額、基金の総額又は出資の総額 |
| 取締役及び監査役 | 取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。） |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 第二十八条の四第一号から第七号まで及び第九号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号及び第七号 |
| 第二十八条の三 | 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 次条 | 第六十五条の二第二項において準用する次条（第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く。） |
| 証券会社登録簿 | 金融機関登録簿 |
| 前条第一項各号 | 第六十五条の二第二項において準用する前条第一項各号 |
| 第二十八条の四（第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く。） | 次の各号 | 第六号、第七号又は第十号 |
| 第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。） |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 株式会社 | 者 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第二十九条第二項 | 前項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の二 | 前条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の三 | 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 第二十九条の四（第二号から第五号までを除く。） | 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 次に掲げる基準 | 第一号に掲げる基準 |
| 第三十条 | 第二十八条の二第一項各号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第一項各号 |
| 証券会社登録簿 | 金融機関登録簿 |
| 第二十八条の二第二項第二号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第二項第二号 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 管理方法（同条第一項第三号管理方法に掲げる業務の認可を受けた証券会社にあつては、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他内閣府令で定める業務の内容及び方法を含む。） | 管理方法 |
| 第三十三条 | その業務 | 第六十五条の二第一項の登録又は同条第三項の認可に係る業務（第四十二条、第四十三条、第四十七条、第四十七条の二、第五十六条、第六十一条及び第六十四条の五において「登録等業務」という。） |
| 第三十七条 | 株券、転換社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるもの（第七十九条の二から第七十九条の四までにおいて「上場株券等」という。） | 有価証券で内閣府令で定めるもの |
| 第三十八条及び第三十九条 | 有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十条 | 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券先物取引又は外国有価証券市場におけるこれらの有価証券に係る有価証券先物取引と類似の取引 |
| 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第六号に掲げる取引 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引 |
| 第四十一条 | 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買又は同項第六号若しくは第七号に掲げる取引 |
| 第四十二条 | 第五号及び第六号に掲げる行為にあつては、第三十四条第二項第一号の投資一任契約に係る業務として行うもの及び投資者の保護 | 投資者の保護 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買（有価証券先渡取引を除く。以下この条において同じ。）その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号ハ及びホに掲げる取引、同号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るもの又は同項第七号に掲げる取引のうち有価証券先渡取引若しくは有価証券店頭オプション取引に係るもの |
| 有価証券指数等先物取引に関連し | 第六十五条第二項第六号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るもの |
| 有価証券店頭指数等先渡取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るものに関連し |
| 有価証券店頭指数等スワップ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等スワップ取引に係るもの |
| 有価証券の売買若しくは | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買若しくは |
| 有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引の受託又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第六号イ及びニに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 特定かつ少数の銘柄の有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券のうち特定かつ少数の銘柄のもの |
| 有価証券の買付け又は売付けの委託等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の買付け又は売付けの委託等 |
| 有価証券の買付け又は売付けをする行為 | これらの有価証券の買付け又は売付けをする行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等（有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）、有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 外国市場証券先物取引に係る | 第六十五条第二項第六号ロ及びヘに掲げる取引に係る |
| 同項第五号及び第九号の規定は外国市場証券先物取引等（外国市場証券先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に係るこれらの者が行う行為 | 前項第五号及び第九号の規定は第六十五条第二項第六号ロ及びヘに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為に関してこれらの者が行う行為 |
| 第四十二条の二 | 有価証券の売買その他の取引（ | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引（ |
| 又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号イからへまでに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券の売買その他の取引等 | 第六十五条第二項の取引 |
| 有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項の取引に係る有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 |
| 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号イからへまでに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十三条 | 業務の状況 | 登録等業務の状況 |
| 有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、同項第六号イからへまでに掲げる取引の委託又は同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十七条 | 証券業に係る顧客との取引 | 登録等業務に係る顧客との取引 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引 |
| 顧客から預託を受けた金銭、第百六十一条の二第二項の規定により同条第一項に規定する金銭に充てられる有価証券（次条の規定により担保に供されたものに限る。） | 顧客から預託を受けた金銭 |
| 証券業を廃止 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務を廃止 |
| その他証券業 | その他同項の登録に係る業務 |
| 第四十七条の二 | 顧客から預託 | 登録等業務を行うことに伴い顧客から預託 |
| 第四十九条 | 営業年度 | 営業年度又は事業年度 |
| 毎営業年度 | 毎営業年度又は毎事業年度 |
| 第五十一条 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 国債証券等（第六十五条第二項第一号に規定する国債証券等をいう。以下この条において同じ。）の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為、第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為並びに第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為、第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 第五十四条 | 次の各号 | 第一号、第二号、第七号又は第八号 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第三号及び次条 | 次条 |
| （第二十九条第一項 | （同条第三項 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十五条 | 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| その会社 | その登録金融機関 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等（第五十八条 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為並びに第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為（第六十五条の二第五項において準用する第五十八条 |
| 第五十六条第一項及び第三項 | 次の各号 | 第一号から第三号まで、第五号又は第六号 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 、第二十九条第一項 | 、同条第三項 |
| 業務の全部 | 登録等業務の全部 |
| 業務の方法 | 当該登録等業務の方法 |
| 第二十八条の四第一号から第三号まで、第五号、第六号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 業務に関し法令（第五十二条第二項を除く。） | 業務に関し法令 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の四第一号から第三号まで又は第五号 | 第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号 |
| 第五十四条第一項第二号 | 同条第五項において準用する第五十四条第一項第二号 |
| 、次条第三項若しくは第五十六条の三 | 若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 第五十六条の三 | 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第二十八条 | 同項 |
| 第五十六条の四 | 次に | 第一号又は第三号に |
| 第五十六条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第三項 |
| 第五十六条の二第三項又は前条の規定により第二十八条 | 第六十五条の二第五項において準用する前条の規定により第六十五条の二第一項 |
| 第五十七条 | 第五十五条第二項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十五条第二項 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三 | 同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。）若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 、第五十六条第一項 | 、第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。） |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十六条第三項 | 同条第五項において準用する第五十六条第三項 |
| 同条第二項 | 同条第四項において準用する第二十九条第二項 |
| 第五十八条 | 第五十五条第五項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十五条第五項 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三 | 同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号　に係る部分に限る。）に限る。）若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十六条第一項の規定 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。）の規定 |
| 第六十一条 | 業務 | 登録等業務 |
| 第六十二条 | 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第三項 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の一二又は第六十条 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。）又は第五十六条の三 |
| 第三十条第四項の認可、第三十四条第四項の承認、前条第三項若しくは第四項 | 同条第五項において準用する第三十条第四項の認可、第六十五条の二第五項において準用する前条第三項若しくは第四項 |
| 第二十九条の二第一項 | 第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の二第一項 |
| 第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三、第六十条若しくは前条第二項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。）、第五十六条の三若しくは前条第二項 |
| 第六十四条 | 第二条第八項各号の | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る第二条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為、第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券に係る同号に定める行為、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為のうち |
| 有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は同項第六号に掲げる取引の委託の勧誘若しくは同項第七号に掲げる取引 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 第六十四条の二 | 第六十四条の五第一項 | 第六十四条の五第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。） |
| 第六十四条の三 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為及び第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 第六十四条の四 | 第六十四条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第一項 |
| 第六十四条第三項第二号イからハ | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項第二号イからハ |
| 第六十四条の五 | 第六十四条の二第一項各号 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項各号 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 第六十四条の六 | 前条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する前条第一項 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第六十四条の九 | 第六十四条第三項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項 |
| 第六十四条の二第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項 |
| 第六十四条の五第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の五第一項 |

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】

（改正後）

（金融機関の証券業務の認可等に関する読替え）

**第十七条の四**　法第六十五条の二第二項及び第四項から第七項までの規定において同条第一項の登録、同条第三項の認可、同条第五項に規定する登録金融機関しくはその役員若しくは使用人、同条第六項に規定する登録金融機関若しくはその顧客又は同条第七項に規定する登録金融機関について法の規定を準用する場合における同条第八項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読　み　替　え　る　字　句 |
| 第二十八条の二 | 前条 | 第六十五条の二第一項 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 資本の額 | 資本の額、基金の総額又は出資の総額 |
| 取締役及び監査役 | 取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。） |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 第二十八条の四第一号から第七号まで及び第九号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号及び第七号 |
| 第二十八条の三 | 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 次条 | 第六十五条の二第二項において準用する次条（第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く。） |
| 証券会社登録簿 | 金融機関登録簿 |
| 前条第一項各号 | 第六十五条の二第二項において準用する前条第一項各号 |
| 第二十八条の四（第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く。） | 次の各号 | 第六号、第七号又は第十号 |
| 第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号　に係る部分に限る。）に限る。） |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 株式会社 | 者 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第二十九条第二項 | 前項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の二 | 前条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の三 | 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 第二十九条の四（第二号から第五号までを除く。） | 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 次に掲げる基準 | 第一号　に掲げる基準 |
| （削除） | （削除） |
| 第三十条 | 第二十八条の二第一項各号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第一項各号 |
| 証券会社登録簿 | 金融機関登録簿 |
| 第二十八条の二第二項第二号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第二項第二号 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 管理方法（同条第一項第三号管理方法に掲げる業務の認可を受けた証券会社にあつては、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他内閣府令で定める業務の内容及び方法を含む。） | 管理方法 |
| 第三十三条 | その業務 | 第六十五条の二第一項の登録又は同条第三項の認可に係る業務（第四十二条、第四十三条、第四十七条、第四十七条の二、第五十六条、第六十一条及び第六十四条の五において「登録等業務」という。） |
| 第三十七条 | 株券、転換社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるもの（第七十九条の二から第七十九条の四までにおいて「上場株券等」という。） | 有価証券で内閣府令で定めるもの |
| 第三十八条及び第三十九条 | 有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十条 | 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券先物取引又は外国有価証券市場におけるこれらの有価証券に係る有価証券先物取引と類似の取引 |
| 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第六号に掲げる取引 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引 |
| 第四十一条 | 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買又は同項第六号若しくは第七号に掲げる取引 |
| 第四十二条 | 第五号及び第六号に掲げる行為にあつては、第三十四条第二項第一号の投資一任契約に係る業務として行うもの及び投資者の保護 | 投資者の保護 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買（有価証券先渡取引を除く。以下この条において同じ。）その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号ハ及びホに掲げる取引、同号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るもの又は同項第七号に掲げる取引のうち有価証券先渡取引若しくは有価証券店頭オプション取引に係るもの |
| 有価証券指数等先物取引に関連し | 第六十五条第二項第六号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るもの |
| 有価証券店頭指数等先渡取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るものに関連し |
| 有価証券店頭指数等スワップ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等スワップ取引に係るもの |
| 有価証券の売買若しくは | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買若しくは |
| 有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引の受託又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第六号イ及びニに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 特定かつ少数の銘柄の有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券のうち特定かつ少数の銘柄のもの |
| 有価証券の買付け又は売付けの委託等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の買付け又は売付けの委託等 |
| 有価証券の買付け又は売付けをする行為 | これらの有価証券の買付け又は売付けをする行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等（有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）、有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 外国市場証券先物取引に係る | 第六十五条第二項第六号ロ及びヘに掲げる取引に係る |
| 同項第五号及び第九号の規定は外国市場証券先物取引等（外国市場証券先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に係るこれらの者が行う行為 | 前項第五号及び第九号の規定は第六十五条第二項第六号ロ及びヘに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為に関してこれらの者が行う行為 |
| 第四十二条の二 | 有価証券の売買その他の取引（ | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引（ |
| 又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号イからへまでに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券の売買その他の取引等 | 第六十五条第二項の取引 |
| 有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項の取引に係る有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 |
| 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号イからへまでに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十三条 | 業務の状況 | 登録等業務の状況 |
| 有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、同項第六号イからへまでに掲げる取引の委託又は同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十七条 | 証券業に係る顧客との取引 | 登録等業務に係る顧客との取引 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引 |
| 顧客から預託を受けた金銭、第百六十一条の二第二項の規定により同条第一項に規定する金銭に充てられる有価証券（次条の規定により担保に供されたものに限る。） | 顧客から預託を受けた金銭 |
| 証券業を廃止 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務を廃止 |
| その他証券業 | その他同項の登録に係る業務 |
| 第四十七条の二 | 顧客から預託 | 登録等業務を行うことに伴い顧客から預託 |
| 第四十九条 | 営業年度 | 営業年度又は事業年度 |
| 毎営業年度 | 毎営業年度又は毎事業年度 |
| 第五十一条 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 国債証券等（第六十五条第二項第一号に規定する国債証券等をいう。以下この条において同じ。）の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為、第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為並びに第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為、第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 第五十四条 | 次の各号 | 第一号、第二号、第七号又は第八号 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第三号及び次条 | 次条 |
| （第二十九条第一項 | （同条第三項 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十五条 | 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| その会社 | その登録金融機関 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等（第五十八条 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為並びに第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為（第六十五条の二第五項において準用する第五十八条 |
| 第五十六条第一項及び第三項 | 次の各号 | 第一号から第三号まで、第五号又は第六号 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 、第二十九条第一項 | 、同条第三項 |
| 業務の全部 | 登録等業務の全部 |
| 業務の方法 | 当該登録等業務の方法 |
| 第二十八条の四第一号から第三号まで、第五号、第六号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 業務に関し法令（第五十二条第二項を除く。） | 業務に関し法令 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の四第一号から第三号まで又は第五号 | 第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号 |
| 第五十四条第一項第二号 | 同条第五項において準用する第五十四条第一項第二号 |
| 、次条第三項若しくは第五十六条の三 | 若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 第五十六条の三 | 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第二十八条 | 同項 |
| 第五十六条の四 | 次に | 第一号又は第三号に |
| 第五十六条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第三項 |
| 第五十六条の二第三項又は前条の規定により第二十八条 | 第六十五条の二第五項において準用する前条の規定により第六十五条の二第一項 |
| 第五十七条 | 第五十五条第二項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十五条第二項 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三 | 同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号　に係る部分に限る。）に限る。）若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 、第五十六条第一項 | 、第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号　に係る部分に限る。）に限る。） |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十六条第三項 | 同条第五項において準用する第五十六条第三項 |
| 同条第二項 | 同条第四項において準用する第二十九条第二項 |
| 第五十八条 | 第五十五条第五項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十五条第五項 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三 | 同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号　に係る部分に限る。）に限る。）若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十六条第一項の規定 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号　に係る部分に限る。）に限る。）の規定 |
| 第六十一条 | 業務 | 登録等業務 |
| 第六十二条 | 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第三項 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の一二又は第六十条 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号　に係る部分に限る。）に限る。）又は第五十六条の三 |
| 第三十条第四項の認可、第三十四条第四項の承認　、前条第三項若しくは第四項 | 同条第五項において準用する第三十条第四項の認可、第六十五条の二第五項において準用する前条第三項若しくは第四項 |
| 第二十九条の二第一項 | 第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の二第一項 |
| 第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三、第六十条若しくは前条第二項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号　に係る部分に限る。）に限る。）、第五十六条の三若しくは前条第二項 |
| 第六十四条 | 第二条第八項各号の | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る第二条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為、第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券に係る同号に定める行為、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為のうち |
| 有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は同項第六号に掲げる取引の委託の勧誘若しくは同項第七号に掲げる取引 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 第六十四条の二 | 第六十四条の五第一項 | 第六十四条の五第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。） |
| 第六十四条の三 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為及び第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 第六十四条の四 | 第六十四条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第一項 |
| 第六十四条第三項第二号イからハ | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項第二号イからハ |
| 第六十四条の五 | 第六十四条の二第一項各号 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項各号 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 第六十四条の六 | 前条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する前条第一項 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第六十四条の九 | 第六十四条第三項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項 |
| 第六十四条の二第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項 |
| 第六十四条の五第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の五第一項 |

（改正前）

（金融機関の証券業務の認可等に関する読替え）

**第十七条の四**　法第六十五条の二第二項及び第四項から第七項までの規定において同条第一項の登録、同条第三項の認可、同条第五項に規定する登録金融機関しくはその役員若しくは使用人、同条第六項に規定する登録金融機関若しくはその顧客又は同条第七項に規定する登録金融機関について法の規定を準用する場合における同条第八項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読　み　替　え　る　字　句 |
| 第二十八条の二 | 前条 | 第六十五条の二第一項 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 資本の額 | 資本の額、基金の総額又は出資の総額 |
| 取締役及び監査役 | 取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。） |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 第二十八条の四第一号から第七号まで及び第九号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号及び第七号 |
| 第二十八条の三 | 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 次条 | 第六十五条の二第二項において準用する次条（第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く。） |
| 証券会社登録簿 | 金融機関登録簿 |
| 前条第一項各号 | 第六十五条の二第二項において準用する前条第一項各号 |
| 第二十八条の四（第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く。） | 次の各号 | 第六号、第七号又は第十号 |
| 第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。） |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 株式会社 | 者 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第二十九条第二項 | 前項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の二 | 前条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の三 | 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 第二十九条の四（第二号から第四号まで及び第六号を除く。） | 、第二十九条第一項 | 、第六十五条の二第三項 |
| 次に掲げる基準 | 第一号及び第五号に掲げる基準 |
| 第二十九条第一項第一号に掲げる業務の認可にあつては、第五十三条第一項 | 銀行、保険会社、信用金庫連合会又は商工組合中央金庫に対する行為を営業として行うことの認可にあつては、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十七条の二第一項（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条において準用する場合を含む。）、保険業法（平成七年法律第百五号）第百十二条の二第一項、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十五条の三第一項又は商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十九条ノ三第一項 |
| 金融庁長官 | 金融庁長官又は主務大臣 |
| 第三十条 | 第二十八条の二第一項各号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第一項各号 |
| 証券会社登録簿 | 金融機関登録簿 |
| 第二十八条の二第二項第二号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第二項第二号 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 管理方法（同条第一項第三号管理方法に掲げる業務の認可を受けた証券会社にあつては、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他内閣府令で定める業務の内容及び方法を含む。） | 管理方法 |
| 第三十三条 | その業務 | 第六十五条の二第一項の登録又は同条第三項の認可に係る業務（第四十二条、第四十三条、第四十七条、第四十七条の二、第五十六条、第六十一条及び第六十四条の五において「登録等業務」という。） |
| 第三十七条 | 株券、転換社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるもの（第七十九条の二から第七十九条の四までにおいて「上場株券等」という。） | 有価証券で内閣府令で定めるもの |
| 第三十八条及び第三十九条 | 有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十条 | 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券先物取引又は外国有価証券市場におけるこれらの有価証券に係る有価証券先物取引と類似の取引 |
| 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第六号に掲げる取引 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引 |
| 第四十一条 | 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買又は同項第六号若しくは第七号に掲げる取引 |
| 第四十二条 | 第五号及び第六号に掲げる行為にあつては、第三十四条第二項第一号の投資一任契約に係る業務として行うもの及び投資者の保護 | 投資者の保護 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買（有価証券先渡取引を除く。以下この条において同じ。）その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号ハ及びホに掲げる取引、同号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るもの又は同項第七号に掲げる取引のうち有価証券先渡取引若しくは有価証券店頭オプション取引に係るもの |
| 有価証券指数等先物取引に関連し | 第六十五条第二項第六号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るもの |
| 有価証券店頭指数等先渡取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るものに関連し |
| 有価証券店頭指数等スワップ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等スワップ取引に係るもの |
| 有価証券の売買若しくは | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買若しくは |
| 有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引の受託又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第六号イ及びニに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 特定かつ少数の銘柄の有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券のうち特定かつ少数の銘柄のもの |
| 有価証券の買付け又は売付けの委託等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の買付け又は売付けの委託等 |
| 有価証券の買付け又は売付けをする行為 | これらの有価証券の買付け又は売付けをする行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等（有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）、有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 外国市場証券先物取引に係る | 第六十五条第二項第六号ロ及びヘに掲げる取引に係る |
| 同項第五号及び第九号の規定は外国市場証券先物取引等（外国市場証券先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に係るこれらの者が行う行為 | 前項第五号及び第九号の規定は第六十五条第二項第六号ロ及びヘに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為に関してこれらの者が行う行為 |
| 第四十二条の二 | 有価証券の売買その他の取引（ | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引（ |
| 又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号イからへまでに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券の売買その他の取引等 | 第六十五条第二項の取引 |
| 有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項の取引に係る有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 |
| 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号イからへまでに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十三条 | 業務の状況 | 登録等業務の状況 |
| 有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、同項第六号イからへまでに掲げる取引の委託又は同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十七条 | 証券業に係る顧客との取引 | 登録等業務に係る顧客との取引 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引 |
| 顧客から預託を受けた金銭、第百六十一条の二第二項の規定により同条第一項に規定する金銭に充てられる有価証券（次条の規定により担保に供されたものに限る。） | 顧客から預託を受けた金銭 |
| 証券業を廃止 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務を廃止 |
| その他証券業 | その他同項の登録に係る業務 |
| 第四十七条の二 | 顧客から預託 | 登録等業務を行うことに伴い顧客から預託 |
| 第四十九条 | 営業年度 | 営業年度又は事業年度 |
| 毎営業年度 | 毎営業年度又は毎事業年度 |
| 第五十一条 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 国債証券等（第六十五条第二項第一号に規定する国債証券等をいう。以下この条において同じ。）の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為、第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為並びに第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為、第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 第五十四条 | 次の各号 | 第一号、第二号、第七号又は第八号 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第三号及び次条 | 次条 |
| （第二十九条第一項 | （同条第三項 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十五条 | 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| その会社 | その登録金融機関 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等（第五十八条 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為並びに第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為（第六十五条の二第五項において準用する第五十八条 |
| 第五十六条第一項及び第三項 | 次の各号 | 第一号から第三号まで、第五号又は第六号 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 、第二十九条第一項 | 、同条第三項 |
| 業務の全部 | 登録等業務の全部 |
| 業務の方法 | 当該登録等業務の方法 |
| 第二十八条の四第一号から第三号まで、第五号、第六号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 業務に関し法令（第五十二条第二項を除く。） | 業務に関し法令 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の四第一号から第三号まで、第五号又は第六号 | 第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号又は第五号 |
| 第五十四条第一項第二号 | 同条第五項において準用する第五十四条第一項第二号 |
| 、次条第三項若しくは第五十六条の三 | 若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 第五十六条の三 | 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第二十八条 | 同項 |
| 第五十六条の四 | 次に | 第一号又は第三号に |
| 第五十六条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第三項 |
| 第五十六条の二第三項又は前条の規定により第二十八条 | 第六十五条の二第五項において準用する前条の規定により第六十五条の二第一項 |
| 第五十七条 | 第五十五条第二項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十五条第二項 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三 | 同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 、第五十六条第一項 | 、第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。） |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十六条第三項 | 同条第五項において準用する第五十六条第三項 |
| 同条第二項 | 同条第四項において準用する第二十九条第二項 |
| 第五十八条 | 第五十五条第五項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十五条第五項 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三 | 同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十六条第一項の規定 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）の規定 |
| 第六十一条 | 業務 | 登録等業務 |
| 第六十二条 | 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第三項 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の一二又は第六十条 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）又は第五十六条の三 |
| 第三十条第四項の認可、第三十四条第四項の承認、第五十三条第一項の認可、前条第三項若しくは第四項 | 同条第五項において準用する第三十条第四項の認可、第六十五条の二第五項において準用する前条第三項若しくは第四項 |
| 第二十九条の二第一項 | 第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の二第一項 |
| 第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三、第六十条若しくは前条第二項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）、第五十六条の三若しくは前条第二項 |
| 第六十四条 | 第二条第八項各号の | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る第二条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為、第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券に係る同号に定める行為、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為のうち |
| 有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は同項第六号に掲げる取引の委託の勧誘若しくは同項第七号に掲げる取引 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 第六十四条の二 | 第六十四条の五第一項 | 第六十四条の五第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。） |
| 第六十四条の三 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為及び第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 第六十四条の四 | 第六十四条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第一項 |
| 第六十四条第三項第二号イからハ | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項第二号イからハ |
| 第六十四条の五 | 第六十四条の二第一項各号 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項各号 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 第六十四条の六 | 前条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する前条第一項 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第六十四条の九 | 第六十四条第三項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項 |
| 第六十四条の二第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項 |
| 第六十四条の五第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の五第一項 |

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】

（改正後）

（金融機関の証券業務の認可等に関する読替え）

**第十七条の四**　法第六十五条の二第二項及び第四項から第七項までの規定において同条第一項の登録、同条第三項の認可、同条第五項に規定する登録金融機関しくはその役員若しくは使用人、同条第六項に規定する登録金融機関若しくはその顧客又は同条第七項に規定する登録金融機関について法の規定を準用する場合における同条第八項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読　み　替　え　る　字　句 |
| 第二十八条の二 | 前条 | 第六十五条の二第一項 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 資本の額 | 資本の額、基金の総額又は出資の総額 |
| 取締役及び監査役 | 取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。） |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 第二十八条の四第一号から第七号まで及び第九号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号及び第七号 |
| 第二十八条の三 | 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 次条 | 第六十五条の二第二項において準用する次条（第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く。） |
| 証券会社登録簿 | 金融機関登録簿 |
| 前条第一項各号 | 第六十五条の二第二項において準用する前条第一項各号 |
| 第二十八条の四（第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く。） | 次の各号 | 第六号、第七号又は第十号 |
| 第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。） |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 株式会社 | 者 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第二十九条第二項 | 前項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の二 | 前条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の三 | 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 第二十九条の四（第二号から第四号まで及び第六号を除く。） | 、第二十九条第一項 | 、第六十五条の二第三項 |
| 次に掲げる基準 | 第一号及び第五号に掲げる基準 |
| 第二十九条第一項第一号に掲げる業務の認可にあつては、第五十三条第一項 | 銀行、保険会社、信用金庫連合会又は商工組合中央金庫に対する行為を営業として行うことの認可にあつては、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十七条の二第一項（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条において準用する場合を含む。）、保険業法（平成七年法律第百五号）第百十二条の二第一項、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十五条の三第一項　又は商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十九条ノ三第一項 |
| 金融庁長官 | 金融庁長官又は主務大臣 |
| 第三十条 | 第二十八条の二第一項各号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第一項各号 |
| 証券会社登録簿 | 金融機関登録簿 |
| 第二十八条の二第二項第二号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第二項第二号 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 管理方法（同条第一項第三号管理方法に掲げる業務の認可を受けた証券会社にあつては、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他内閣府令で定める業務の内容及び方法を含む。） | 管理方法 |
| 第三十三条 | その業務 | 第六十五条の二第一項の登録又は同条第三項の認可に係る業務（第四十二条、第四十三条、第四十七条、第四十七条の二、第五十六条、第六十一条及び第六十四条の五において「登録等業務」という。） |
| 第三十七条 | 株券、転換社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるもの（第七十九条の二から第七十九条の四までにおいて「上場株券等」という。） | 有価証券で内閣府令で定めるもの |
| 第三十八条及び第三十九条 | 有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十条 | 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券先物取引又は外国有価証券市場におけるこれらの有価証券に係る有価証券先物取引と類似の取引 |
| 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第六号に掲げる取引 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引 |
| 第四十一条 | 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買又は同項第六号若しくは第七号に掲げる取引 |
| 第四十二条 | 第五号及び第六号に掲げる行為にあつては、第三十四条第二項第一号の投資一任契約に係る業務として行うもの及び投資者の保護 | 投資者の保護 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買（有価証券先渡取引を除く。以下この条において同じ。）その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号ハ及びホに掲げる取引、同号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るもの又は同項第七号に掲げる取引のうち有価証券先渡取引若しくは有価証券店頭オプション取引に係るもの |
| 有価証券指数等先物取引に関連し | 第六十五条第二項第六号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るもの |
| 有価証券店頭指数等先渡取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るものに関連し |
| 有価証券店頭指数等スワップ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等スワップ取引に係るもの |
| 有価証券の売買若しくは | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買若しくは |
| 有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引の受託又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第六号イ及びニに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 特定かつ少数の銘柄の有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券のうち特定かつ少数の銘柄のもの |
| 有価証券の買付け又は売付けの委託等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の買付け又は売付けの委託等 |
| 有価証券の買付け又は売付けをする行為 | これらの有価証券の買付け又は売付けをする行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等（有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）、有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 外国市場証券先物取引に係る | 第六十五条第二項第六号ロ及びヘに掲げる取引に係る |
| 同項第五号及び第九号の規定は外国市場証券先物取引等（外国市場証券先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に係るこれらの者が行う行為 | 前項第五号及び第九号の規定は第六十五条第二項第六号ロ及びヘに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為に関してこれらの者が行う行為 |
| 第四十二条の二 | 有価証券の売買その他の取引（ | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引（ |
| 又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号イからへまでに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券の売買その他の取引等 | 第六十五条第二項の取引 |
| 有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項の取引に係る有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 |
| 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号イからへまでに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十三条 | 業務の状況 | 登録等業務の状況 |
| 有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、同項第六号イからへまでに掲げる取引の委託又は同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十七条 | 証券業に係る顧客との取引 | 登録等業務に係る顧客との取引 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引 |
| 顧客から預託を受けた金銭、第百六十一条の二第二項の規定により同条第一項に規定する金銭に充てられる有価証券（次条の規定により担保に供されたものに限る。） | 顧客から預託を受けた金銭 |
| 証券業を廃止 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務を廃止 |
| その他証券業 | その他同項の登録に係る業務 |
| 第四十七条の二 | 顧客から預託 | 登録等業務を行うことに伴い顧客から預託 |
| 第四十九条 | 営業年度 | 営業年度又は事業年度 |
| 毎営業年度 | 毎営業年度又は毎事業年度 |
| 第五十一条 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 国債証券等（第六十五条第二項第一号に規定する国債証券等をいう。以下この条において同じ。）の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為、第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為並びに第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為、第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 第五十四条 | 次の各号 | 第一号、第二号、第七号又は第八号 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第三号及び次条 | 次条 |
| （第二十九条第一項 | （同条第三項 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十五条 | 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| その会社 | その登録金融機関 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等（第五十八条 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為並びに第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為（第六十五条の二第五項において準用する第五十八条 |
| 第五十六条第一項及び第三項 | 次の各号 | 第一号から第三号まで、第五号又は第六号 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 、第二十九条第一項 | 、同条第三項 |
| 業務の全部 | 登録等業務の全部 |
| 業務の方法 | 当該登録等業務の方法 |
| 第二十八条の四第一号から第三号まで、第五号、第六号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 業務に関し法令（第五十二条第二項を除く。） | 業務に関し法令 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の四第一号から第三号まで、第五号又は第六号 | 第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号又は第五号 |
| 第五十四条第一項第二号 | 同条第五項において準用する第五十四条第一項第二号 |
| 、次条第三項若しくは第五十六条の三 | 若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 第五十六条の三 | 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第二十八条 | 同項 |
| 第五十六条の四 | 次に | 第一号又は第三号に |
| 第五十六条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第三項 |
| 第五十六条の二第三項又は前条の規定により第二十八条 | 第六十五条の二第五項において準用する前条の規定により第六十五条の二第一項 |
| 第五十七条 | 第五十五条第二項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十五条第二項 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三 | 同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 、第五十六条第一項 | 、第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。） |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十六条第三項 | 同条第五項において準用する第五十六条第三項 |
| 同条第二項 | 同条第四項において準用する第二十九条第二項 |
| 第五十八条 | 第五十五条第五項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十五条第五項 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三 | 同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十六条第一項の規定 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）の規定 |
| 第六十一条 | 業務 | 登録等業務 |
| 第六十二条 | 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第三項 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の一二又は第六十条 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）又は第五十六条の三 |
| 第三十条第四項の認可、第三十四条第四項の承認、第五十三条第一項の認可、前条第三項若しくは第四項 | 同条第五項において準用する第三十条第四項の認可、第六十五条の二第五項において準用する前条第三項若しくは第四項 |
| 第二十九条の二第一項 | 第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の二第一項 |
| 第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三、第六十条若しくは前条第二項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）、第五十六条の三若しくは前条第二項 |
| 第六十四条 | 第二条第八項各号の | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る第二条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為、第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券に係る同号に定める行為、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為のうち |
| 有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は同項第六号に掲げる取引の委託の勧誘若しくは同項第七号に掲げる取引 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 第六十四条の二 | 第六十四条の五第一項 | 第六十四条の五第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。） |
| 第六十四条の三 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為及び第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 第六十四条の四 | 第六十四条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第一項 |
| 第六十四条第三項第二号イからハ | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項第二号イからハ |
| 第六十四条の五 | 第六十四条の二第一項各号 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項各号 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 第六十四条の六 | 前条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する前条第一項 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第六十四条の九 | 第六十四条第三項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項 |
| 第六十四条の二第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項 |
| 第六十四条の五第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の五第一項 |

（改正前）

（金融機関の証券業務の認可等に関する読替え）

**第十七条の四**　法第六十五条の二第二項及び第四項から第七項までの規定において同条第一項の登録、同条第三項の認可、同条第五項に規定する登録金融機関しくはその役員若しくは使用人、同条第六項に規定する登録金融機関若しくはその顧客又は同条第七項に規定する登録金融機関について法の規定を準用する場合における同条第八項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読　み　替　え　る　字　句 |
| 第二十八条の二 | 前条 | 第六十五条の二第一項 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 資本の額 | 資本の額、基金の総額又は出資の総額 |
| 取締役及び監査役 | 取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。） |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 第二十八条の四第一号から第七号まで及び第九号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号及び第七号 |
| 第二十八条の三 | 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 次条 | 第六十五条の二第二項において準用する次条（第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く。） |
| 証券会社登録簿 | 金融機関登録簿 |
| 前条第一項各号 | 第六十五条の二第二項において準用する前条第一項各号 |
| 第二十八条の四（第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く。） | 次の各号 | 第六号、第七号又は第十号 |
| 第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。） |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 株式会社 | 者 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第二十九条第二項 | 前項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の二 | 前条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の三 | 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 第二十九条の四（第二号から第四号まで及び第六号を除く。） | 、第二十九条第一項 | 、第六十五条の二第三項 |
| 次に掲げる基準 | 第一号及び第五号に掲げる基準 |
| 第二十九条第一項第一号に掲げる業務の認可にあつては、第五十三条第一項 | 銀行、保険会社、信用金庫連合会、農林中央金庫又は商工組合中央金庫に対する行為を営業として行うことの認可にあつては、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十七条の二第一項（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条において準用する場合を含む。）、保険業法（平成七年法律第百五号）第百十二条の二第一項、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十五条の三第一項、農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第二十三条第一項又は商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十九条ノ三第一項 |
| 金融庁長官 | 金融庁長官又は主務大臣 |
| 第三十条 | 第二十八条の二第一項各号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第一項各号 |
| 証券会社登録簿 | 金融機関登録簿 |
| 第二十八条の二第二項第二号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第二項第二号 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 管理方法（同条第一項第三号管理方法に掲げる業務の認可を受けた証券会社にあつては、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他内閣府令で定める業務の内容及び方法を含む。） | 管理方法 |
| 第三十三条 | その業務 | 第六十五条の二第一項の登録又は同条第三項の認可に係る業務（第四十二条、第四十三条、第四十七条、第四十七条の二、第五十六条、第六十一条及び第六十四条の五において「登録等業務」という。） |
| 第三十七条 | 株券、転換社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるもの（第七十九条の二から第七十九条の四までにおいて「上場株券等」という。） | 有価証券で内閣府令で定めるもの |
| 第三十八条及び第三十九条 | 有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十条 | 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券先物取引又は外国有価証券市場におけるこれらの有価証券に係る有価証券先物取引と類似の取引 |
| 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第六号に掲げる取引 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引 |
| 第四十一条 | 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買又は同項第六号若しくは第七号に掲げる取引 |
| 第四十二条 | 第五号及び第六号に掲げる行為にあつては、第三十四条第二項第一号の投資一任契約に係る業務として行うもの及び投資者の保護 | 投資者の保護 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買（有価証券先渡取引を除く。以下この条において同じ。）その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号ハ及びホに掲げる取引、同号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るもの又は同項第七号に掲げる取引のうち有価証券先渡取引若しくは有価証券店頭オプション取引に係るもの |
| 有価証券指数等先物取引に関連し | 第六十五条第二項第六号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るもの |
| 有価証券店頭指数等先渡取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るものに関連し |
| 有価証券店頭指数等スワップ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等スワップ取引に係るもの |
| 有価証券の売買若しくは | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買若しくは |
| 有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引の受託又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第六号イ及びニに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 特定かつ少数の銘柄の有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券のうち特定かつ少数の銘柄のもの |
| 有価証券の買付け又は売付けの委託等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の買付け又は売付けの委託等 |
| 有価証券の買付け又は売付けをする行為 | これらの有価証券の買付け又は売付けをする行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等（有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）、有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 外国市場証券先物取引に係る | 第六十五条第二項第六号ロ及びヘに掲げる取引に係る |
| 同項第五号及び第九号の規定は外国市場証券先物取引等（外国市場証券先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に係るこれらの者が行う行為 | 前項第五号及び第九号の規定は第六十五条第二項第六号ロ及びヘに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為に関してこれらの者が行う行為 |
| 第四十二条の二 | 有価証券の売買その他の取引（ | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引（ |
| 又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号イからへまでに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券の売買その他の取引等 | 第六十五条第二項の取引 |
| 有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項の取引に係る有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 |
| 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号イからへまでに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十三条 | 業務の状況 | 登録等業務の状況 |
| 有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、同項第六号イからへまでに掲げる取引の委託又は同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十七条 | 証券業に係る顧客との取引 | 登録等業務に係る顧客との取引 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引 |
| 顧客から預託を受けた金銭、第百六十一条の二第二項の規定により同条第一項に規定する金銭に充てられる有価証券（次条の規定により担保に供されたものに限る。） | 顧客から預託を受けた金銭 |
| 証券業を廃止 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務を廃止 |
| その他証券業 | その他同項の登録に係る業務 |
| 第四十七条の二 | 顧客から預託 | 登録等業務を行うことに伴い顧客から預託 |
| 第四十九条 | 営業年度 | 営業年度又は事業年度 |
| 毎営業年度 | 毎営業年度又は毎事業年度 |
| 第五十一条 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 国債証券等（第六十五条第二項第一号に規定する国債証券等をいう。以下この条において同じ。）の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為、第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為並びに第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為、第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 第五十四条 | 次の各号 | 第一号、第二号、第七号又は第八号 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第三号及び次条 | 次条 |
| （第二十九条第一項 | （同条第三項 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十五条 | 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| その会社 | その登録金融機関 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等（第五十八条 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為並びに第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為（第六十五条の二第五項において準用する第五十八条 |
| 第五十六条第一項及び第三項 | 次の各号 | 第一号から第三号まで、第五号又は第六号 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 、第二十九条第一項 | 、同条第三項 |
| 業務の全部 | 登録等業務の全部 |
| 業務の方法 | 当該登録等業務の方法 |
| 第二十八条の四第一号から第三号まで、第五号、第六号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 業務に関し法令（第五十二条第二項を除く。） | 業務に関し法令 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の四第一号から第三号まで、第五号又は第六号 | 第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号又は第五号 |
| 第五十四条第一項第二号 | 同条第五項において準用する第五十四条第一項第二号 |
| 、次条第三項若しくは第五十六条の三 | 若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 第五十六条の三 | 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第二十八条 | 同項 |
| 第五十六条の四 | 次に | 第一号又は第三号に |
| 第五十六条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第三項 |
| 第五十六条の二第三項又は前条の規定により第二十八条 | 第六十五条の二第五項において準用する前条の規定により第六十五条の二第一項 |
| 第五十七条 | 第五十五条第二項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十五条第二項 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三 | 同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 、第五十六条第一項 | 、第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。） |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十六条第三項 | 同条第五項において準用する第五十六条第三項 |
| 同条第二項 | 同条第四項において準用する第二十九条第二項 |
| 第五十八条 | 第五十五条第五項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十五条第五項 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三 | 同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十六条第一項の規定 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）の規定 |
| 第六十一条 | 業務 | 登録等業務 |
| 第六十二条 | 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第三項 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の一二又は第六十条 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）又は第五十六条の三 |
| 第三十条第四項の認可、第三十四条第四項の承認、第五十三条第一項の認可、前条第三項若しくは第四項 | 同条第五項において準用する第三十条第四項の認可、第六十五条の二第五項において準用する前条第三項若しくは第四項 |
| 第二十九条の二第一項 | 第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の二第一項 |
| 第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三、第六十条若しくは前条第二項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）、第五十六条の三若しくは前条第二項 |
| 第六十四条 | 第二条第八項各号の | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る第二条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為、第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券に係る同号に定める行為、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為のうち |
| 有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は同項第六号に掲げる取引の委託の勧誘若しくは同項第七号に掲げる取引 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 第六十四条の二 | 第六十四条の五第一項 | 第六十四条の五第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。） |
| 第六十四条の三 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為及び第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 第六十四条の四 | 第六十四条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第一項 |
| 第六十四条第三項第二号イからハ | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項第二号イからハ |
| 第六十四条の五 | 第六十四条の二第一項各号 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項各号 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 第六十四条の六 | 前条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する前条第一項 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第六十四条の九 | 第六十四条第三項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項 |
| 第六十四条の二第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項 |
| 第六十四条の五第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の五第一項 |

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】

（改正後）

（金融機関の証券業務の認可等に関する読替え）

**第十七条の四**　法第六十五条の二第二項及び第四項から第七項までの規定において同条第一項の登録、同条第三項の認可、同条第五項に規定する登録金融機関しくはその役員若しくは使用人、同条第六項に規定する登録金融機関若しくはその顧客又は同条第七項に規定する登録金融機関について法の規定を準用する場合における同条第八項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読　み　替　え　る　字　句 |
| 第二十八条の二 | 前条 | 第六十五条の二第一項 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 資本の額 | 資本の額、基金の総額又は出資の総額 |
| 取締役及び監査役 | 取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。） |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 第二十八条の四第一号から第七号まで及び第九号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号及び第七号 |
| 第二十八条の三 | 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 次条 | 第六十五条の二第二項において準用する次条（第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く。） |
| 証券会社登録簿 | 金融機関登録簿 |
| 前条第一項各号 | 第六十五条の二第二項において準用する前条第一項各号 |
| 第二十八条の四（第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く。） | 次の各号 | 第六号、第七号又は第十号 |
| 第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。） |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 株式会社 | 者 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第二十九条第二項 | 前項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の二 | 前条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の三 | 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 第二十九条の四（第二号から第四号まで及び第六号を除く。） | 、第二十九条第一項 | 、第六十五条の二第三項 |
| 次に掲げる基準 | 第一号及び第五号に掲げる基準 |
| 第二十九条第一項第一号に掲げる業務の認可にあつては、第五十三条第一項 | 銀行、保険会社、信用金庫連合会、農林中央金庫又は商工組合中央金庫に対する行為を営業として行うことの認可にあつては、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十七条の二第一項（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条において準用する場合を含む。）、保険業法（平成七年法律第百五号）第百十二条の二第一項、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十五条の三第一項、農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第二十三条第一項又は商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十九条ノ三第一項 |
| 金融庁長官 | 金融庁長官又は主務大臣 |
| 第三十条 | 第二十八条の二第一項各号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第一項各号 |
| 証券会社登録簿 | 金融機関登録簿 |
| 第二十八条の二第二項第二号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第二項第二号 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 管理方法（同条第一項第三号管理方法に掲げる業務の認可を受けた証券会社にあつては、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他内閣府令で定める業務の内容及び方法を含む。） | 管理方法 |
| 第三十三条 | その業務 | 第六十五条の二第一項の登録又は同条第三項の認可に係る業務（第四十二条、第四十三条、第四十七条、第四十七条の二、第五十六条、第六十一条及び第六十四条の五において「登録等業務」という。） |
| 第三十七条 | 株券、転換社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるもの（第七十九条の二から第七十九条の四までにおいて「上場株券等」という。） | 有価証券で内閣府令で定めるもの |
| 第三十八条及び第三十九条 | 有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十条 | 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券先物取引又は外国有価証券市場におけるこれらの有価証券に係る有価証券先物取引と類似の取引 |
| 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第六号に掲げる取引 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引 |
| 第四十一条 | 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買又は同項第六号若しくは第七号に掲げる取引 |
| 第四十二条 | 第五号及び第六号に掲げる行為にあつては、第三十四条第二項第一号の投資一任契約に係る業務として行うもの及び投資者の保護 | 投資者の保護 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買（有価証券先渡取引を除く。以下この条において同じ。）その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号ハ及びホに掲げる取引、同号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るもの又は同項第七号に掲げる取引のうち有価証券先渡取引若しくは有価証券店頭オプション取引に係るもの |
| 有価証券指数等先物取引に関連し | 第六十五条第二項第六号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るもの |
| 有価証券店頭指数等先渡取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るものに関連し |
| 有価証券店頭指数等スワップ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等スワップ取引に係るもの |
| 有価証券の売買若しくは | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買若しくは |
| 有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引の受託又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第六号イ及びニに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 特定かつ少数の銘柄の有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券のうち特定かつ少数の銘柄のもの |
| 有価証券の買付け又は売付けの委託等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の買付け又は売付けの委託等 |
| 有価証券の買付け又は売付けをする行為 | これらの有価証券の買付け又は売付けをする行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等（有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）、有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 外国市場証券先物取引に係る | 第六十五条第二項第六号ロ及びヘに掲げる取引に係る |
| 同項第五号及び第九号の規定は外国市場証券先物取引等（外国市場証券先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に係るこれらの者が行う行為 | 前項第五号及び第九号の規定は第六十五条第二項第六号ロ及びヘに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為に関してこれらの者が行う行為 |
| 第四十二条の二 | 有価証券の売買その他の取引（ | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引（ |
| 又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号イからへまでに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券の売買その他の取引等 | 第六十五条第二項の取引 |
| 有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項の取引に係る有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 |
| 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号イからへまでに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十三条 | 業務の状況 | 登録等業務の状況 |
| 有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、同項第六号イからへまでに掲げる取引の委託又は同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十七条 | 証券業に係る顧客との取引 | 登録等業務に係る顧客との取引 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引 |
| 顧客から預託を受けた金銭、第百六十一条の二第二項の規定により同条第一項に規定する金銭に充てられる有価証券（次条の規定により担保に供されたものに限る。） | 顧客から預託を受けた金銭 |
| 証券業を廃止 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務を廃止 |
| その他証券業 | その他同項の登録に係る業務 |
| 第四十七条の二 | 顧客から預託 | 登録等業務を行うことに伴い顧客から預託 |
| 第四十九条 | 営業年度 | 営業年度又は事業年度 |
| 毎営業年度 | 毎営業年度又は毎事業年度 |
| 第五十一条 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 国債証券等（第六十五条第二項第一号に規定する国債証券等をいう。以下この条において同じ。）の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為、第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為並びに第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為、第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 第五十四条 | 次の各号 | 第一号、第二号、第七号又は第八号 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第三号及び次条 | 次条 |
| （第二十九条第一項 | （同条第三項 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十五条 | 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| その会社 | その登録金融機関 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等（第五十八条 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為並びに第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為（第六十五条の二第五項において準用する第五十八条 |
| 第五十六条第一項及び第三項 | 次の各号 | 第一号から第三号まで、第五号又は第六号 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 、第二十九条第一項 | 、同条第三項 |
| 業務の全部 | 登録等業務の全部 |
| 業務の方法 | 当該登録等業務の方法 |
| 第二十八条の四第一号から第三号まで、第五号、第六号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 業務に関し法令（第五十二条第二項を除く。） | 業務に関し法令 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の四第一号から第三号まで、第五号又は第六号 | 第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号又は第五号 |
| 第五十四条第一項第二号 | 同条第五項において準用する第五十四条第一項第二号 |
| 、次条第三項若しくは第五十六条の三 | 若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 第五十六条の三 | 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第二十八条 | 同項 |
| 第五十六条の四 | 次に | 第一号又は第三号に |
| 第五十六条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第三項 |
| 第五十六条の二第三項又は前条の規定により第二十八条 | 第六十五条の二第五項において準用する前条の規定により第六十五条の二第一項 |
| 第五十七条 | 第五十五条第二項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十五条第二項 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三 | 同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 、第五十六条第一項 | 、第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。） |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十六条第三項 | 同条第五項において準用する第五十六条第三項 |
| 同条第二項 | 同条第四項において準用する第二十九条第二項 |
| 第五十八条 | 第五十五条第五項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十五条第五項 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三 | 同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十六条第一項の規定 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）の規定 |
| 第六十一条 | （削除） | （削除） |
| 業務 | 登録等業務 |
| 第六十二条 | 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第三項 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の一二又は第六十条 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）又は第五十六条の三 |
| 第三十条第四項の認可、第三十四条第四項の承認、第五十三条第一項の認可、前条第三項若しくは第四項 | 同条第五項において準用する第三十条第四項の認可、第六十五条の二第五項において準用する前条第三項若しくは第四項 |
| 第二十九条の二第一項 | 第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の二第一項 |
| 第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三、第六十条若しくは前条第二項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）、第五十六条の三若しくは前条第二項 |
| 第六十四条 | 第二条第八項各号の | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る第二条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為、第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券に係る同号に定める行為、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為のうち |
| 有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は同項第六号に掲げる取引の委託の勧誘若しくは同項第七号に掲げる取引 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 第六十四条の二 | 第六十四条の五第一項 | 第六十四条の五第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。） |
| 第六十四条の三 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為及び第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 第六十四条の四 | 第六十四条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第一項 |
| 第六十四条第三項第二号イからハ | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項第二号イからハ |
| 第六十四条の五 | 第六十四条の二第一項各号 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項各号 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 第六十四条の六 | 前条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する前条第一項 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第六十四条の九 | 第六十四条第三項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項 |
| 第六十四条の二第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項 |
| 第六十四条の五第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の五第一項 |

（改正前）

（金融機関の証券業務の認可等に関する読替え）

**第十七条の四**　法第六十五条の二第二項及び第四項から第七項までの規定において同条第一項の登録、同条第三項の認可、同条第五項に規定する登録金融機関しくはその役員若しくは使用人、同条第六項に規定する登録金融機関若しくはその顧客又は同条第七項に規定する登録金融機関について法の規定を準用する場合における同条第八項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読　み　替　え　る　字　句 |
| 第二十八条の二 | 前条 | 第六十五条の二第一項 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 資本の額 | 資本の額、基金の総額又は出資の総額 |
| 取締役及び監査役 | 取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。） |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 第二十八条の四第一号から第七号まで及び第九号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号及び第七号 |
| 第二十八条の三 | 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 次条 | 第六十五条の二第二項において準用する次条（第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く。） |
| 証券会社登録簿 | 金融機関登録簿 |
| 前条第一項各号 | 第六十五条の二第二項において準用する前条第一項各号 |
| 第二十八条の四（第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く。） | 次の各号 | 第六号、第七号又は第十号 |
| 第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。） |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 株式会社 | 者 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第二十九条第二項 | 前項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の二 | 前条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の三 | 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 第二十九条の四（第二号から第四号まで及び第六号を除く。） | 、第二十九条第一項 | 、第六十五条の二第三項 |
| 次に掲げる基準 | 第一号及び第五号に掲げる基準 |
| 第二十九条第一項第一号に掲げる業務の認可にあつては、第五十三条第一項 | 銀行、保険会社、信用金庫連合会、農林中央金庫又は商工組合中央金庫に対する行為を営業として行うことの認可にあつては、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十七条の二第一項（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条において準用する場合を含む。）、保険業法（平成七年法律第百五号）第百十二条の二第一項、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十五条の三第一項、農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第二十三条第一項又は商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十九条ノ三第一項 |
| 金融庁長官 | 金融庁長官又は主務大臣 |
| 第三十条 | 第二十八条の二第一項各号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第一項各号 |
| 証券会社登録簿 | 金融機関登録簿 |
| 第二十八条の二第二項第二号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第二項第二号 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 管理方法（同条第一項第三号管理方法に掲げる業務の認可を受けた証券会社にあつては、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他内閣府令で定める業務の内容及び方法を含む。） | 管理方法 |
| 第三十三条 | その業務 | 第六十五条の二第一項の登録又は同条第三項の認可に係る業務（第四十二条、第四十三条、第四十七条、第四十七条の二、第五十六条、第六十一条及び第六十四条の五において「登録等業務」という。） |
| 第三十七条 | 株券、転換社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるもの（第七十九条の二から第七十九条の四までにおいて「上場株券等」という。） | 有価証券で内閣府令で定めるもの |
| 第三十八条及び第三十九条 | 有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十条 | 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券先物取引又は外国有価証券市場におけるこれらの有価証券に係る有価証券先物取引と類似の取引 |
| 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第六号に掲げる取引 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引 |
| 第四十一条 | 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買又は同項第六号若しくは第七号に掲げる取引 |
| 第四十二条 | 第五号及び第六号に掲げる行為にあつては、第三十四条第二項第一号の投資一任契約に係る業務として行うもの及び投資者の保護 | 投資者の保護 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買（有価証券先渡取引を除く。以下この条において同じ。）その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号ハ及びホに掲げる取引、同号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るもの又は同項第七号に掲げる取引のうち有価証券先渡取引若しくは有価証券店頭オプション取引に係るもの |
| 有価証券指数等先物取引に関連し | 第六十五条第二項第六号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るもの |
| 有価証券店頭指数等先渡取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るものに関連し |
| 有価証券店頭指数等スワップ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等スワップ取引に係るもの |
| 有価証券の売買若しくは | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買若しくは |
| 有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引の受託又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第六号イ及びニに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 特定かつ少数の銘柄の有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券のうち特定かつ少数の銘柄のもの |
| 有価証券の買付け又は売付けの委託等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の買付け又は売付けの委託等 |
| 有価証券の買付け又は売付けをする行為 | これらの有価証券の買付け又は売付けをする行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等（有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）、有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 外国市場証券先物取引に係る | 第六十五条第二項第六号ロ及びヘに掲げる取引に係る |
| 同項第五号及び第九号の規定は外国市場証券先物取引等（外国市場証券先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に係るこれらの者が行う行為 | 前項第五号及び第九号の規定は第六十五条第二項第六号ロ及びヘに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為に関してこれらの者が行う行為 |
| 第四十二条の二 | 有価証券の売買その他の取引（ | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引（ |
| 又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号イからへまでに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券の売買その他の取引等 | 第六十五条第二項の取引 |
| 有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項の取引に係る有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 |
| 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号イからへまでに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十三条 | 業務の状況 | 登録等業務の状況 |
| 有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、同項第六号イからへまでに掲げる取引の委託又は同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十七条 | 証券業に係る顧客との取引 | 登録等業務に係る顧客との取引 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引 |
| 顧客から預託を受けた金銭、第百六十一条の二第二項の規定により同条第一項に規定する金銭に充てられる有価証券（次条の規定により担保に供されたものに限る。） | 顧客から預託を受けた金銭 |
| 証券業を廃止 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務を廃止 |
| その他証券業 | その他同項の登録に係る業務 |
| 第四十七条の二 | 顧客から預託 | 登録等業務を行うことに伴い顧客から預託 |
| 第四十九条 | 営業年度 | 営業年度又は事業年度 |
| 毎営業年度 | 毎営業年度又は毎事業年度 |
| 第五十一条 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 国債証券等（第六十五条第二項第一号に規定する国債証券等をいう。以下この条において同じ。）の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為、第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為並びに第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為、第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 第五十四条 | 次の各号 | 第一号、第二号、第七号又は第八号 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第三号及び次条 | 次条 |
| （第二十九条第一項 | （同条第三項 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十五条 | 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| その会社 | その登録金融機関 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等（第五十八条 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為並びに第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為（第六十五条の二第五項において準用する第五十八条 |
| 第五十六条第一項及び第三項 | 次の各号 | 第一号から第三号まで、第五号又は第六号 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 、第二十九条第一項 | 、同条第三項 |
| 業務の全部 | 登録等業務の全部 |
| 業務の方法 | 当該登録等業務の方法 |
| 第二十八条の四第一号から第三号まで、第五号、第六号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 業務に関し法令（第五十二条第二項を除く。） | 業務に関し法令 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の四第一号から第三号まで、第五号又は第六号 | 第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号又は第五号 |
| 第五十四条第一項第二号 | 同条第五項において準用する第五十四条第一項第二号 |
| 、次条第三項若しくは第五十六条の三 | 若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 第五十六条の三 | 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第二十八条 | 同項 |
| 第五十六条の四 | 次に | 第一号又は第三号に |
| 第五十六条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第三項 |
| 第五十六条の二第三項又は前条の規定により第二十八条 | 第六十五条の二第五項において準用する前条の規定により第六十五条の二第一項 |
| 第五十七条 | 第五十五条第二項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十五条第二項 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三 | 同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 、第五十六条第一項 | 、第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。） |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十六条第三項 | 同条第五項において準用する第五十六条第三項 |
| 同条第二項 | 同条第四項において準用する第二十九条第二項 |
| 第五十八条 | 第五十五条第五項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十五条第五項 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三 | 同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十六条第一項の規定 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）の規定 |
| 第六十一条 | 証券取引所の会員となっていない | 第百七条の二の規定による証券取引所の開設する取弓所有価証券市場における取引資格を与えられていない |
| 業務 | 登録等業務 |
| 第六十二条 | 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第三項 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の一二又は第六十条 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）又は第五十六条の三 |
| 第三十条第四項の認可、第三十四条第四項の承認、第五十三条第一項の認可、前条第三項若しくは第四項 | 同条第五項において準用する第三十条第四項の認可、第六十五条の二第五項において準用する前条第三項若しくは第四項 |
| 第二十九条の二第一項 | 第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の二第一項 |
| 第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三、第六十条若しくは前条第二項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）、第五十六条の三若しくは前条第二項 |
| 第六十四条 | 第二条第八項各号の | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る第二条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為、第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券に係る同号に定める行為、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為のうち |
| 有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は同項第六号に掲げる取引の委託の勧誘若しくは同項第七号に掲げる取引 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 第六十四条の二 | 第六十四条の五第一項 | 第六十四条の五第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。） |
| 第六十四条の三 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為及び第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 第六十四条の四 | 第六十四条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第一項 |
| 第六十四条第三項第二号イからハ | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項第二号イからハ |
| 第六十四条の五 | 第六十四条の二第一項各号 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項各号 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 第六十四条の六 | 前条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する前条第一項 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第六十四条の九 | 第六十四条第三項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項 |
| 第六十四条の二第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項 |
| 第六十四条の五第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の五第一項 |

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第244号】 （改正なし）

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （別ファイル参照）